

閱覽用

令和2年 第7回  
神崎市農業委員会総会 議事録

令和2年7月2日  
神崎市農業委員会

## 令和2年 第7回 神崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年7月2日(木) 午前9時開会

2 開催場所 神崎市役所3-3会議室

3 出欠者の状況

出席委員 12名

欠席委員 1名

農地利用最適化推進委員 18名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村 睦雄	出
2	副会長	末吉 利文	出
3	委員	城野 芳春	出
4	委員	野田 豊	欠
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原 和之	出
7	委員	樋口 光輝	出
8	委員	國部 善典	出
9	委員	森田 壽春	出
10	委員	福田 省二	出
11	委員	田淵 晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦 文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

3番 城野芳春委員 7番 樋口光輝委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 6件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 2件

## 5 説明のため出席した職員

### 【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利  
農政農地係 係長 大隈裕次  
農政農地係 主事 藤原 碧

## 6 会議の概要

(開会)

### 事務局長

皆様、おはようございます。本日はご多忙の中、本総会に委員および推進委員各位にご出席いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染防止対策として、会場の換気と出席者の席間隔の確保、議案書の事前送付などに努めております。本日も円滑な議事の進行について、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和2年 第7回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

### 会 長

皆様、あらためましておはようございます。座ってあいさつさせていただきます。

今日は梅雨の晴れ間で、気持ちの良い朝を迎えることが出来ました。そして、皆様方には農作業も一段落されたところではないかと思えます。

どうぞこれからも健康に留意されて、お過ごしいただきたいと思えます。

それでは、只今から、令和2年 第7回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

### 事務局長

ありがとうございました。

本日の出席委員は農業委員は12名です。5番 野田委員より、欠席のご連絡を受けております。又、参考として申し上げますが、推進委員さんは18名ご参加されております。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

### 事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

## 議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

### ○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、3番 城野委員と7番 樋口委員を指名します。

よろしく申し上げます。

## 議 長

### ○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

## 議 長

### ○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 6件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 2件

以上、2議案の9件と、1報告の2件です。 ご審議、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

## 議 長

これから議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

## 議 長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

## 事務局 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町城原 字〇〇 〇〇番 畑1筆 153㎡です。 また、併せて隣接する〇〇1筆と一体的な利用の計画がなされております。

転用の目的や理由、貸付人、借受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、使用貸借による権利の設定で、農振除外は令和2年5月に決定済みであり、農地区分は、第3種農地になることが見込まれる区域として、住宅化の状況が住宅の用に供する区域に近接する区域内にある農地で、その規

模が概ね10ha未満であることから第2種農地に該当し、転用許可基準としましては、周囲の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなります。位置図などは3ページと4ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。受付番号1番について、地区担当委員の6番 中原委員のご意見をお願いします。

**6番 中原委員 【地区担当委員の意見】**

6番の中原です。1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の佐藤推進委員とともに、6月26日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

**議 長**

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

**議 長**

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

**議 長**

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

**議 長**

これより採決します。議案第1号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号2番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

**議 長**

次に、受付番号2番について議題とします。事務局の説明を求めます。

**事務局** 【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に説明】

それでは、受付番号2番、申請地の所在は神埼町 字〇〇 〇〇番外1筆田2筆 395.08㎡です。

転用の目的や理由、貸付人、借受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は使用貸借による権利の設定で、農振除外は令和2年6月に決定済みであり、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、転用許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものとなります。

位置図などは5ページと6ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。受付番号2番について、地区担当委員の10番 福田委員のご意見をお願いします。

**10番 福田委員** 【地区担当委員の意見】

10番の福田です。1号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の古澤推進委員とともに、6月26日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

**議 長**

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

**議 長**

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

## 議 長

無いようですので質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号2番の申請者の退室を確認)  
(採決)

## 議 長

これより採決します。議案第1号、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号3番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

## 議 長

次に、議案書の2ページの受付番号3番について議題とします。事務局の説明を求めます。

## 事務局 【議案第1号、受付番号3番を議案書を基に説明】

それでは、受付番号3番、申請地の所在は神埼町鶴 字〇〇 〇〇番 田1筆 143㎡です。また、併せて隣接する〇〇1筆と一体的な利用の計画がなされております。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は令和元年8月に決定済みであり、農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、転用許可基準としましては住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものとなります。

位置図などは7ページと8ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

## 議 長

説明が終わりました。受付番号3番について、地区担当委員の6番 中原委員のご意見を申し上げます。

## 6番 中原委員 【地区担当委員の意見】

6番の中原です。1号議案の受付番号3番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の佐藤推進委員とともに、6月24日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

**議 長**

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

はい、真島委員どうぞ。

(質疑・応答)

**12番 真島委員**

12番の真島です。これは確認になるんですが、この計画ならば〇〇に転用ってですけど、転用後の法務局での登記地目は何になるんですかね？

**議 長**

ああ？ これは、事務局より何かしら答えられますかね？

(少し経過してから)

**事務局**

はっきりとは断定できませんが、〇〇と一体的に利用なされるので、おそらくは〇〇地目になると思います。

**12番 真島委員**

まあ、たぶん〇〇か〇〇地目になるでしょうけども、法務局の申請時に何で登記するって申請されることになるので、それが法務局で認められれば登記されるんですが、ちょっと気になったんですね。

まずは、計画どおり転用事業をやってもらいたいと思います。

**事務局**

はい、そうですね。

**議 長**

それで良いでしょうか。他にご質疑ありませんか。

**議 長**

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

**議 長**

質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号3番の申請者の退室を確認)



(採決)

**議 長**

これより採決します。 議案第1号、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

**議 長**

次に、別冊の議案第2号をご覧ください。

議案第2号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について議題とします。

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第2号、議案書の総括表を基に説明】**

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、総括表により説明しますので、議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表

神埼町 再設定5件、内訳は田6筆 11, 760㎡

千代田町 再設定1件、内訳は田1筆 1, 919㎡

神崎市 合計6件、内訳は田7筆 13, 679㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。 総括表による説明は以上です。

**議 長**

総括表の説明が終わりました。

次に、2ページの農用地利用集積計画、神埼町再設定の番号1番から5番を審議します。 事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第2号、議案書を基に説明】**

議案書2ページの、神埼町新規1番から5番の申し出について説明します。 左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・

氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は、田6筆 11,760㎡となっております。その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。はい、森田委員さんどうぞ。

(質疑・応答)

**9番 森田委員**

9番の森田ですが、受付5番の設定は、中間管理事業の利用によるようですが、一旦公社を経由して受け手になっていますが、これは前からこのようなやり方だったのですかね？ 変わりましたか？

**事務局**

公社を経由した中間管理事業の農地の貸借りは、以前は、まず農地の出し手から公社が借受ける申請がなされて、それを農業委員会で審議、承認しました。その後に公社から受け手への貸付けがなされて、それが農地利用配分計画として報告される二段階のようになっていたのですが、制度が変わりまして、一括して出し手から公社、受け手へと設定できるようになりました。以上です。

**9番 森田委員**

やっぱり変わったとですね。前からのお互いに決めて利用権を設定すつとがあって、その後公社を経由すつとができて、その公社の方の手続きがやりやすくなったってことですかね。

**事務局**

そういうことになりますね。今回の5番はそれに基づいて行われています。

公社に一度委ねられる中間管理事業を利用したメリットは、賃借料の支払い手続きなどを公社が代行してくれることなどがあります。

**9番 森田委員**

はい、よろしいです。

**議 長**

森田さん、よろしいですね。他にありませんか。

(なしの声あり)

**議 長**

良いでしょうか。それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、3ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定の番号1番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、議案書を基に説明】

議案書3ページの、千代田町再設定1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田1筆 1, 919㎡となっております。その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(明確な「なし」の声あり)

議 長

ありがとうございます。それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明します。

農地法第18条第1項ただし書きの第1号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっていますので、受理したものをご報告します。

1 ページに記載の受付番号1番と2番につきましては、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約です。 以上です。

議 長

説明が終わりました。 ご質疑ありませんか。  
(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。  
(なしの声あり)

議 長

それでは無いようですので、報告第1号については報告のとおりです。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。  
これをもちまして、令和2年 第7回神崎市農業委員会総会を閉会します。  
ご審議ありがとうございました。

9時30分 閉 会